

札幌大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

札幌大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

法人の建学の精神である「生氣あふれる開拓者精神」をもとに大学の教育目標を定め、北海道に所在する大学の個性・特色を反映した内容にて簡潔かつ明確に文章化している。中長期構想である「札幌大みらいフロンティア・プラン」に定める行動計画の評価・検証を行うとともに、教育組織及び教育内容について社会情勢等を踏まえた見直しを行っている。教育目的の策定及び見直しに当たっては、教職員の意見を反映するなど教職員や役員の理解と支持を得ている。大学の使命・目的、教育目的については印刷物などにより、学内外に周知するとともに、「札幌大みらいフロンティア・プラン」に反映し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映している。大学の使命・目的、教育目的をもとに必要となる教育組織を整備している。

「基準2. 学生」について

大学の教育目的に基づきアドミッション・ポリシーを定め、必要に応じて改定するとともに、これに基づき入学者選抜を公正に実施している。学生支援システムを活用して情報を共有し、教員と職員が協働しつつ、TA(Teaching Assistant)やSA(Student Assistant)を採用し、学生の学修を支援する体制を整備している。キャリアサポートセンターを中心に、初年次からキャリア科目を開講するほか、インターンシップを実施し、学生のキャリア形成を支援している。心身の健康支援を含めた学生生活サポートのために必要な組織を整備し、多様な奨学金制度を提供している。教育研究活動や学生生活に十分な教育環境を整備し、地域社会においても積極的に活用されている。アンケートのほか、学長が学生の意見を直接聴取するなど、学生の意見や要望をくみ上げ改善に資する体制を整備している。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めている。これに基づき単位認定基準等を学則で定め、学生便覧等に明記し学生に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧等に明記し学生に周知している。教養課程も含む教育課程を体系的に編成し、シラバスも整備している。学生による主体的活動の要素を取入れた教育プログラムを提供するなどの教授方法にも取り組んでいる。学生の学修成果・教育成果に関わる情報の把握・可視化を行い、かつ適切に検証・改善するための指標としてアセスメント・プランを決定し、カリキュラムの見直し作業においても活用するなど、三つのポリシーを基点とした教学マネジメントを推進している。

「基準4. 教員・職員」について

学長が教育研究活動を統括し校務をつかさどるために必要となる補佐体制及び組織体制を整備し、職員が関係する委員会の構成員となるなど、教職協働の教学運営となっている。法令に基づき必要となる教員数が確保され、教員の任用も規則に基づき実施している。FD(Faculty Development)活動及びSD(Staff Development)活動は「FD・SD委員会」を中心に組織的に実施し、教職員の資質向上を図るとともに、FD及びSD活動の質的な向上を図るための改善の取組みも進めている。教員の良好な研究環境のために必要な施設や制度を整備している。研究倫理に関する諸規則を適切に整備し、厳正な運用を行うとともに、監事が積極的に関与する体制も整備している。教員の研究活動に必要な資源の配分も十分に行っている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人運営上必要な規則を整備し、組織倫理に従って厳格に運用している。使命・目的の実現への継続的な努力を進め、地域の特性を生かした人権教育・啓発活動を行い、危機管理体制も整備されている。規則に基づき理事、評議員を選任し、理事会、評議員会を適切に運営している。時流に沿い組織を整備し、法人と大学の意思疎通が図られ、使命・目的の達成に向けた迅速な意思決定に寄与している。規則に基づき監事を選任するとともに、監事は法人及び大学と活発な連携をとり、運営に大きく寄与している。中期計画を踏まえ、事業計画や予算を作成するとともに、その執行状況を適切に管理し、厳格な財務運営及び会計処理並びに予算管理の体制を確立している。収支状況に改善が必要な点はあるものの、適正な収支バランスを目指し、中期的な財務計画は必要に応じて見直している。監査法人、監事、法人が連携を密にとり、適切に各々の役割を担い、厳正な会計監査を実施している。

〈優れた点〉

- 地理的な特性を生かし、ハラスメントの防止や障がいのある人への対応、LGBTQ への取組みのみならず、アイヌ民族を題材にした差別、偏見のない社会の実現に向けた教育研究活動、啓発活動を積極的に行っていることは高く評価できる。
- 法人、大学間のコミュニケーションが活発に行われており、監事による充実した監査業務も相まって、法人全体の管理運営の円滑化に大きく寄与していることは評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

大学における内部質保証に関する方針等を定めホームページで公表している。学長を責任者とする内部質保証の体制を整備している。自己点検・評価の実施及び結果の適切性について、学外者からの助言・意見を聴取する体制を整えている。自己点検・評価は、客観性を担保し、自主的・自律的に実施している。IR(Institutional Research)体制を整備し、大学の現状データを収集・分析した上で、PDCA サイクルに生かしている。アセスメント・プランの指標に基づき、三つのポリシーの検証を行い、これを踏まえ改善・向上に生かしている。認証評価における指摘・意見等を踏まえ、改善方策を立案・構築し、これを中長期構想に反映するなど、外部の視点を踏まえた改善・向上のための仕組みが機能している。

〈優れた点〉

- 「自己点検・評価規程」に基づき外部評価委員からの助言・意見を聴取する体制を整え、その意見を大学の自己点検・評価に反映させ改善に生かしていることは評価できる。

総じて、大学は教育目標である「生氣あふれる人間」「知性豊かな人間」「信頼される人間」に基づき、大学の個性・特色を踏まえ、北海道にある大学としての利点を十分に生かしながら教育活動を推進している。今後は大学が進めているより充実した PDCA サイクル体制の構築により、地域に根差した大学としての教育活動を展開して発展することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 開学以来 地域文化の向上に貢献してきた札幌大学公開講座
2. 過去 3 年の講座担当講師及び講座テーマ

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の建学の精神である「生氣あふれる開拓者精神」をもとに「生氣あふれる人間」「知性豊かな人間」「信頼される人間」の育成を教育目標とし、北海道に所在する大学の個性・特色を反映した内容にて寄附行為及び学則において簡潔かつ明確に文章化している。「札幌みらいフロンティア・プラン」をもとに「新・中期計画 PDCA 会議」において行動計画の評価・検証を行うとともに、全専攻横断型の「みらい志向プログラム」を新たに設置するほか、学生への教育効果を踏まえ地域共創学群人間社会学域に改組するとともに、専攻数や収容定員を変更するなど、社会情勢等を踏まえた見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める大学の教育目的に関わる条文の策定及び見直しに当たっては、学内の会議を通じて教職員の意見を求め、これを踏まえ必要に応じ修正し、理事会に諮り決定するなど、教職員や役員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目標はホームページや各種印刷物にて周知するとともに、校舎内に建学の精神や教育目標を記載した木製パネルを設置している。大学のブランドイメージを正確に伝えることに加えて、ブランド力を強化することを目的にクレストを作成している。中長期構想である「札大みらいフロンティア・プラン」の策定に当たり、大学の使命・目的であるミッション・ビジョンを具体的なテーマや行動計画に反映するとともに、三つのポリシーにも反映している。大学の使命・目的及び教育目標を踏まえ、教育組織として地域共創学群・人間社会学域、大学院地域・文化学研究科文化学専攻を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の地域共創学群は、学則第 1 条の教育目的に基づき、教育目標と人材育成の目的を反映した三つのポリシーを策定し、入学者選抜要項やホームページで公表している。また、令和 7(2025)年度の入試に向けてアドミッション・ポリシーの改定も進めており、その内容もホームページで確認できる。入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づき、公正

に実施されており、学力の3要素を多角的に評価する仕組みが整備され、入試問題も大学自ら作成している。合否判定は学長を本部長とする入学試験本部が設置され、「教育研究協議会」の審議を経て厳正に決定している。「多様な学び」を促進するため、文理融合カリキュラムや「主専攻・副専攻」制度、「レイトーマッチング」及び「みらい志向プログラム」を導入している。これにより、学生が興味に応じて専攻外の科目を履修できるようにし、入学定員充足率の維持・向上に向けて取組みを進めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働の支援方針や計画、実施体制は教務委員会で検討され、活動状況は議事録で確認できる。教員のアドバイザー制と職員のサポートにより、学生が計画的に学修を進められるよう支援が提供されている。教員と職員が「総合学生支援システム アイトス」を活用して情報を共有し、学生支援を行っている。また、SD研修として「教職協働研修会」を開催し、教員と職員が協働して支援体制づくりに取り組んでいる。TAやSAの採用により教員の教育活動を支援し、全学的なオフィスアワー制度の実施とシラバスの公開で学修支援体制が充実している。障がいのある学生の支援には、法的義務に基づく「札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程」を制定し、要望を窓口で受け付け、対応を検討するための組織体制を整備している。中途退学率や留年率の分析を行い、履修相談を通じて計画的な学修進行を支援する体制が整備されている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育支援の一環として、「キャリアデザインⅠ」から「キャリアデザインⅧ」などのキャリア科目を開講している。また、キャリアサポートセンターでは、就職ガイダンス、面接練習、書類添削、進路相談などのサポートを提供し、就職講座、インターンシップ、会社説明会も開催している。資格取得講座や公務員試験対策講座も設置し、学生のキャリア形成を支援している。就職委員会は、委員長のもとで定期的を開催し、方針審議や結果報告の共有を行っている。また、職員から就職課長も出席することで、教員と職員による協働体制を構築している。インターンシップへの参加学生数増加に向けて、令和

4(2022)年度には「みらい共創スクエア」を開設し、地域・企業との連携によりインターンシップやフィールドワークの機会を整備している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定を支援するために、学務部学生課が奨学金申請、自動車通学や傷害保険手続き、学生生活の事故やトラブル対応など多岐にわたるサービスを提供している。また、学生総合支援センターでは、心的支援、生活相談、合理的配慮、健康相談などを実施している。医務室とも連携し、適切な人員配置と開室日数・時間を確保し、包括的な支援体制を整え、学生の健康と生活を支援している。課外活動支援も充実しており、学生自治会、体育連合会、文化連合会、ボランティア活動など、幅広いサポート体制を整備している。奨学金制度として、大学独自、日本学生支援機構、行政や民間企業の奨学金を提供している。また、留学生には授業料減免などの経済的支援が国際交流センターで行われ、支援体制が整備されている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は広大なキャンパスと多様な施設を整備し、教育研究活動や学生生活に十分な環境を提供している。基本施設として校舎、図書館、体育館、運動場を備えるだけでなく、地域連携センターや情報メディアセンターといった施設も充実しており、ICT（情報通信技術）環境の整備にも力を入れている。図書館には、和書・洋書ともに幅広く充実した蔵書を取りそろえており、地域住民にも開放され、地域社会においても積極的に活用されている。また、校舎の耐震化は年次計画に基づき整備している。バリアフリー対応については、校舎には多機能トイレやエレベータ、スロープが整備されており、建替え予定の体育館も同様の設備が導入される予定である。教室の管理についても、1号館や3号館の教室数や定員が把握され、クラスの規模に応じて最適な教室が割当てられている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望は、各学期に2回の授業改善アンケートの結果を当該学期中に科目担当者へ報告し、授業の改善・向上に活用している。また、学生へのフィードバックとして、アンケート結果はホームページで公開され、授業の進行速度の調整など具体的な改善が行われている。心身の相談は、医務室や学生総合支援センターが対応し、相談内容は「学生相談室運営会議」で協議の上、全学に共有され、個室の増設などの改善につなげている。また、コロナ禍においては、授業料負担者の家計急変に対応する緊急経済支援策が実施され、学生が修学を断念しないよう支援が提供されている。学修環境については、アンケート結果に基づき室内の照明の明るさが改善され、また学生と学長の懇談会「ようこそ、学長室へ！」が定期的で開催され、就職課の移設や学内の空間づくりが学生の意見に基づき実現されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び各専攻のディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえたものとなっており、ホームページ、履修のてびき、学生便覧、学内掲示等で周知されている。履修した授業科目に関わる単位認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学則及び「札幌大学学位規程」にのっとり行われている。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則に定め、履

修のてびき、学生便覧に明記され学生たちに周知されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー、教育目的を踏まえた全学及び専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや履修のてびき、学生便覧に明記し周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、学士課程においては履修のてびきに各専攻科目とディプロマ・ポリシーの関係性を示すカリキュラム・ツリーやカリキュラムマップがそれぞれ記され、公表されている。教育課程の体系的編成については、シラバス入稿時の科目担当者への依頼事項やシラバス点検時の点検により、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連性は担保されている。全ての専攻に共通して学ぶ科目として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいた基盤教育科目を必修科目や選択科目を設定し開講しており、教養教育は適切に実施されている。また、教授方法の工夫等についても、通常授業にも学生による主体的活動の要素を取入れるほか、アクティブ・ラーニングを重視した教育プログラムを提供している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを基点とした教学マネジメントを推進するため、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルそれぞれにおいて、学生の学修成果・教育成果に関する情報の把握・可視化を行い、かつ適切に検証・改善するための指標として、令和 3(2021)年に「アセスメント・プラン（案）」を決定し、翌年度の試行を踏まえ、令和 5(2023)年から正式に決定し実施している。また、実施結果は、カリキュラムの見直し作業においても活用されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則により学長が教育研究を統括するとともに校務をつかさどることが明確化され、教授会に相当する「教育研究協議会」において学長が教学運営に関わる事項について意見具申を行うなど、リーダーシップを発揮する環境が整っている。

分掌別に副学長を置くほか、学長直轄の学長政策室を組織し複数の学長特別補佐を置くなど、必要かつ適切に権限を分散するとともに責任の明確化が図られている。

職員を適切に配置し、各種の関係する委員会において構成員とするなど、教職協働によって教学運営を行っている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の任用に際して、学校法人札幌大学教員選考規程、学校法人札幌大学教員任用規則及び昇任のガイドラインが整備され、業績審査会を中心に効果的に機能していることで、設置基準上の必要数を上回る教員が確保され、審査報告書等のエビデンスも適切に作成されている。

さまざまな観点の FD 研修が組織的に実施されており、アンケートによる実効性の検証や欠席者へのフォローに積極的に取り組み、以降の研修会の運営に生かす努力が行われている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は「FD・SD 委員会」が中心となり、その計画や実施について組織的に取り組んでいる。また、総務部総務人事課による各階層別の職員研修、ハラスメント防止研修及びメンタルヘルス研修も適切に実施している。研修後のアンケートにおいて、受講者の意見や質問に対して、研修担当者が丁寧に回答するなど、SD 研修の質的な向上を十分に図っている。

令和 4(2022)年 10 月には職員を対象とした「札幌大学人材育成方針」を策定し、大学を取巻く変化に対応するために求められる能力を明示し、その方針に基づいて業務面談等を実施しており、職員の資質・能力向上のための取組みを積極的に行っている。

〈参考意見〉

○職員を「FD・SD 委員会」の正式な構成員とするよう規則を整備し、SD 活動へより強く関与できるように配慮されたい。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には個別の研究室割当てや研究時間確保のための授業時間調整等を行っており、良好な研究環境を提供している。札幌大学総合研究所には地域的な特色や学問分野を反映した四つの特徴的な付置組織が置かれ、研究紀要の年 2 回刊行等、教員の研究成果を広く発表する機会が充実している。また、「札幌大学留学研修制度」が設けられており、意欲的な教員の学内外への留学研修を、大学として支援する仕組みが機能している。

研究倫理に関する諸規則を適切に整備し、研究倫理の啓発や審査等について、諸規則に基づき厳正に行うとともに、監事によるチェックも積極的に実施している。

個人研究費のほか、学会発表旅費補助、研究助成や「指定研究 (学長政策)」といった研究活動への資源配分制度の運用、TA の配置による業務補助等、教員の研究活動を十分にバックアップしている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人札幌大学寄附行為をはじめとする運営上に必要な規則が整備され、組織倫理に従って厳格に運用されるとともに、その実績たる情報の公表を法令等に基づきホームページをはじめとする各種の媒体をもって適切に行われている。

令和 3(2021)年に「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」を策定し、令和 4(2022)年に自己点検を実施、令和 5(2023)年に改正するほか、重油由来熱源の使用量の削減をはじめとする環境負荷の低減への取組み、ハラスメントの防止や LGBTQ への対応など、高等教育機関としての使命・目的の実現に向けた継続的な努力をハード、ソフトの両面から行っている。

新型コロナウイルス感染症対策としてさまざまな感染防止策を策定するとともに、学生への経済的支援を講じるといった実績のほか、学校法人札幌大学危機管理規程に基づき危機管理委員会を設置し、法人、大学が協調した危機対策本部を設置できるように措置するなど危機管理の体制が整備されている。

〈優れた点〉

○地理的な特性を生かし、ハラスメントの防止や障がいのある人への対応、LGBTQ への取組みのみならず、アイヌ民族を題材にした差別、偏見のない社会の実現に向けた教育研究活動、啓発活動を積極的に行っていることは高く評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

学校法人札幌大学組織規程の改正に基づき、時流に沿った組織が整備され適切に運営さ

れている。特に、常勤理事会は概ね毎週開催され、法人と大学の意思疎通が図られることで、使命・目的の達成に向けた迅速な意思決定に寄与している。

理事の選任手続きは規則どおりに運用されており、それら理事により構成される理事会においては、常勤理事会における精査を経て上程された案件を議案とするなど、法人・大学の合意形成を礎として、事業計画を確実に執行する体制が備わっていると同時に、理事の出席状況や議事録、意思表示書などの整備状況を含めて適切に運営されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長、学長、専務理事、常務理事など専任の理事を構成員とし、監事の出席を可能とする常勤理事会を置き、概ね毎週開催することで、法人と大学の意思疎通や連携、相互チェックを図るとともに、理事長がリーダーシップを発揮するなどして法人及び大学における意思決定に大きく寄与する体制がとられている。

教職員からの意見、提案をくみ上げる仕組みについては、規則の改正に関わる場面はもとより、健康診断などのイベント時に合わせて職場環境に関するアンケートを実施するほか、「教育研究協議会」や基幹委員会において学長や副学長に具申できる機会を設けるなど、広く意見を求める体制が整備されている。

監事及び評議員の選任手続きは規則どおりに運用されており、監事の理事会及び評議員会への出席状況、評議員の評議員会への出席状況は良好であり、監事の職務及び評議員会の運営は総じて適切に行われている。特に、監事は積極的に職務を執行しており、そのうち 1 人を常勤とすることにより法人、大学との意思疎通や連携が高次的に成立っている。

〈優れた点〉

○法人、大学間のコミュニケーションが活発に行われており、監事による充実した監査業務も相まって、法人全体の管理運営の円滑化に大きく寄与していることは評価できる。

〈参考意見〉

○監事は理事の業務執行状況について監査を実施しているが、監事監査報告書に記載がないため、実態と合わせて明記することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」をもとに、必要に応じて中期的な財務計画の見直しを行っている。各年度の事業計画や予算は、「札大みらいフロンティア・プラン」を踏まえて作成している。予算の策定やその執行状況の管理を適切に実施しており、厳格な財務運営を確立している。

学修環境を良好に維持するため、近年はキャンパス整備等に注力し、加えて学生数の減少という要因もあって、経常収支黒字化の見通しは厳しいものとなっているが、法人独自の指標として減価償却額補正後の経常収支差額を重視しており、持続可能な財務運営を模索している。流動比率は健全な水準を維持しており、特定資産を考慮した現金預金等は法人運営に必要な備えを確保している。資産運用、収益事業、寄付金募集等による外部資金導入の努力も、諸規則に基づいて適切に実施している。

〈参考意見〉

○経常収支差額比率が経年で支出が収入を上回る傾向にあるため、中期的な財務計画を着実に履行することによって、その改善を図ることが望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人札幌大学経理規程」「学校法人札幌大学経理規程事務取扱要領」といった諸規則に基づいて、常勤の監事1人を含む2人の監事や会計監査人の指導・助言も受けながら、適正に実施している。また、予算とかい離がある場合には補正予算を編成しており、予算管理は規則どおり行われている。

監査法人、監事及び内部監査室が適切に役割を担って監査を実施しており、年に数回の監査ミーティングを開催して、お互いの監査状況の把握や課題を共有している。特に、監事は積極的にその職務を執行しており、三様監査体制もしっかりと確立され、厳正に会計監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学における内部質保証の方針や体制を定め、ホームページで公表している。学長を責任者として学系長及び研究科長により構成する「自己点検・評価運営会議」、その下部組織として各専攻長を委員とする「自己点検・評価実施委員会」を設置するとともに、大学の教育目標の実現を具体的な行動計画として示した中期計画に定める行動計画の進捗状況について、学長、副学長に加え、法人理事等が構成員となる「新・中期計画 PDCA 会議」を新たに設けている。「自己点検・評価規程」に基づき「外部評価要領」を定め、自己点検・評価の実施及び結果の適切性について、学外者からの助言・意見を聴取する体制を整えている。

〈優れた点〉

- 「自己点検・評価規程」に基づき外部評価委員からの助言・意見を聴取する体制を整え、その意見を大学の自己点検・評価に反映させ改善に生かしていることは評価できる。

〈参考意見〉

- 「新・中期計画 PDCA 会議」が自己点検・評価活動における重要な結節点としての役割を果たすことを踏まえ、既存の組織との関係やその位置付けを整理するとともに、これらの内容を踏まえた規則を新たに制定することが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長主導のもと、「自己点検・評価運営会議」及び「自己点検・評価実施委員会」が中心となり、日本高等教育評価機構の基準項目をもとにした「自己点検・評価シート」を用いて、エビデンスに基づき、一般の閲覧者にも理解しやすい、客観性が担保された自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。評価結果はホームページで公表するとともに、学内に報告・回覧し共有している。「札幌大学 IR に関する規程」に基づき、事務局企画部内に「IR 推進室」を設置し、除籍・中途退学に関する大学の現状データを収集・分析し、除退率抑制ワーキンググループの立上げにつなげるなど、運営改善の PDCA のサイクルに

生かすほか、データ分析等の現状の課題からデータ分析・可視化を図るツールの導入を決定するなど、IR体制の改善に向けた体制整備も進めている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・プランに基づき定められた指標に基づき、「教育研究協議会」「学系会議」「FD・SD委員会」がそれぞれのレベルにおいて学修状況について分析した上で、三つのポリシーの検証を行い、科目数の削減やカリキュラムマップの改善を行うなど、三つのポリシーを起点とした改善・向上を進めている。前回の認証評価を受けた際の指摘・意見等を踏まえ、専攻数や収容定員の削減、避難訓練の実施、「新・中期計画 PDCA 会議」も含めた内部質保証の仕組みを整備するなど、全学的・組織的に改善方策を立案・構築し、これを「札大みらいフロンティア・プラン」として中長期構想に反映し、併せてその対応結果を速やかに公表するなど、外部の視点を踏まえた改善・向上のための仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献活動への取り組み

A-1-① 地域貢献活動への取り組み

【概評】

建学の精神の一つである「地域に貢献する人材」の育成を具体化する試みとして、各種の地域貢献活動が行われている。それぞれ、大学の立地する地域の特性を生かし、地域資源を有効に活用して実施している。

学内における施設の配置や活動の幅広い周知に関しては、地域貢献活動の推進母体である地域連携センターがキャリアサポートセンターや学生食堂と同じ大学会館内に位置し、活動内容を報告するニューズレターが学生たちの目に触れやすい場所に掲示されていることや、キャリアデザインラボに所属する学生たちが積極的に参加できる環境を整えていることなどは、特筆すべきである。

地域連携センターが令和 4(2022)年 6 月に創設されたばかりで、まだ在学生への周知も十分に行われていない現状ではあるが、今後の広報活動を通じて、各プログラムへの参加学生が増加することを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 開学以来 地域文化の向上に貢献してきた札幌大学公開講座

本学の公開講座は、本学開学の昭和 42(1967)年に北海道新聞社、北海道商工会議所連合会、北海道教育委員会、北海道経営者協会の後援を得て開催した「札幌大学特別教養講座」が前身である。当時は北海道新聞社ホールで開催していたが、昭和 55(1980)年からは本学を会場とし、名称を「札幌大学公開講座」とした。以来、地域市民が日常の暮らしを豊かに楽しむためのパソコンやスマートフォンの操作を実践するリテラシーに特化した講座や、北海道の歴史的建造物である札幌時計台を会場に定期開催した「時計台フォーラム」、また北海道の野生生物や自然環境をテーマに北海道森林総合研究所と共催した「合同講座」など、テーマや開催形態が多様かつ地域の特徴を活かしたものとして開催してきた。またいずれも北海道立生涯学習推進センターの事業である「ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ事業」（以下、道民カレッジ）と連携し、受講者が道民カレッジから単位認定を受けることのできる仕組みは、地域市民の生涯教育の一助となっている。コロナ禍を機に動画による発信手法をとったが、時間や距離の制約を受けず、受講者のライフスタイルにあった視聴が可能であることから、受講者の拡大に繋がった。今後も、本学の研究成果の蓄積を地域社会へ向けて還元し続けたい。

2. 過去 3 年の講座担当講師及び講座テーマ

公開年度	回数	講師	テーマ
令和3(2021)	第一回	時崎 久夫	言語の種類とリズム
	第二回	川上 淳	千島通史の研究
	第三回	アラン・ボゼア	The Labeling system: a unique method to help students write better essays in English (ラベリングシステム：英語でより良いエッセイを書くためのユニークなメソッド)
	第四回	中山 健一郎	「新興国における日系自動車企業の開発知の移転と協創の研究」 海外開発子会社の人材育成と人材開発
	第五回	武田 佑太	-文化・研究遺産としての歴史資料-
令和4(2022)	第一回	後藤 善久	可算名詞と不可算名詞の指導について -小学校、中学校、高校、大学をつなぐ指導-
	第二回	金 誠	帝国日本の朝鮮人メダリスト： 孫基禎（ソン・ギジョン）のライフヒストリーと 日本・朝鮮
	第三回	張 偉雄	日中文人の明治期 交友録
	第四回	土肥 崇史	寒冷環境と運動 末梢部の冷えに着目して
令和5(2023)	第一回	今井 康人	英語の発信力を強化するレッスン
	第二回	濱田 英人	日本語の感覚と英語の感覚の違いから見えてくる 英語の学習法
	第三回	武者 加苗	北海道における食・観光の研究

